

一般社団法人京都電業協会ゴルフ同好会 規約

制定 平成26年 4月1日
最終改定 令和 4年10月1日

(目的)

第1条 この規約は、ゴルフを通じて、一般社団法人京都電業協会（以下「協会」という）の会員企業相互の親睦と交流を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 ゴルフ同好会（以下「同好会」という）に、世話人数名をおく。

(参加資格)

第3条 同好会には、協会の通常会員及び賛助会員の代表者、役員又は職員が参加することができる。但し、入会は通常会員又は賛助会員の代表者にて申し込むこととする。

- 2 協会への入会を検討している者は、会員との同伴により参加することができる。但し、入会検討者が優勝した場合の順位は第2位に繰り下げる。

(会費等)

第4条 入会金は1社2,000円、当日会費は1名3,000円とする。但し、必要に応じ改定することができる。

(例会)

第5条 例会は、年2回開催を予定とする。

- 2 例会の開催方式はダブルペリア方式とし、同ネットの場合はロウハンディ、年齢の順で成績を判定する。

(資金管理)

第6条 同好会の資金は、世話人のうち会計担当者が同好会名義の普通預金口座を開設し、管理するものとする。

(その他)

第7条 同好会の規約を改定しようとするときは、世話人が検討し、改定することができる。

- 2 同好会は、運営に関し、協会に助言を求めることができる。
- 3 同好会は、例会を開催しようとするときは、次の作業について協会及び協会事務局の補助を要請することができる。但し、作業補助に伴い、同好会が負担すべき支出を協会が立て替えた場合は、同好会はその精算に応じなければならない。
 - (1) 会員に対する例会開催案内及び参加者の受付
 - (2) 領収証の作成（会費等を現金収受する場合に限る）

以上